

大阪の私立高校は

授業料!

完全無償

所得や子どもの人数にかかわらず、
授業料負担はありません。

(大阪府在住など、要件を満たす必要があります。)

お問い合わせ先 府民お問合せセンターピピっとライン (06) 6910-8001

入学資金の不安も解消!

大阪府育英会

入学時増額奨学資金^{※1} [無利子貸付]

年収めやす ^{※2} (市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額) ^{※3} (保護者合算)	貸付限度額 (貸付額:貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
800万円未満 (251,100円未満) 令和7年度入学生より 対象世帯拡大!	37万円 ^{※4} (通信制課程は27万円) 令和7年度 入学生より UP!	■ 予約募集 中学3年生の9月上旬~10月上旬 で各学校が定める期間 ※申し込み後の辞退が可能ですので、資金 に不安がある場合はお申し込みください。

募集期間に
注意!

※1 高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けするものです。進学後の貸付はできません。

※2 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合です。実際は、保護者の課税標準額や調整控除額により判定します(実際の額は、家族構成(扶養状況)等により異なります)。

※3 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じた額。

※4 タブレット等ICT関連費用の負担がない場合は30万円以内(通信制課程は20万円以内)です。

お問い合わせ先 在学する学校または(公財)大阪府育英会採用貸付課

(06) 6357-6272

<https://www.fu-ikuei.or.jp>

大阪府育英会 奨学金制度（無利子貸付 私立高校等の場合）

- 大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に奨学金の貸付（無利子）を行っています。（保護者が大阪府民に限ります）
- 奨学金は貸付金です。将来の奨学生のために、必ず返還してください。（返還月額等は借入総額により異なります）
- 下記は令和8年度私立高校等の入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。

奨学資金

年 収 め や す ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額) ^{※2} (保護者合算)	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募 集 期 間
800万円未満 (251,100円未満)	授業料実質負担額 ^{※3} +10万円 (授業料実質負担額が無償となる場合は10万円)	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬 で各学校が定める期間
800万円～1,000万円未満 (251,100円～347,100円未満 ^{※4})	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合はその額)	■在学募集 高等学校等在学中の4月中旬～ 5月上旬で各学校が定める期間

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合です。実際は、保護者の課税標準額や調整控除額により判定します（実際の額は、家族構成〈扶養状況〉等により異なります）。
- ※2 政令指定都市に市町村民税を納税している場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じた額。
- ※3 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
- ※4 授業料実質負担額が無償となる場合、貸付限度額は0円（貸付対象外）となります。

■お問い合わせ先■

在学する学校または
(公財)大阪府育英会採用貸付課
(06) 6357-6272
<https://www.fu-ikuei.or.jp>

私立高等学校等奨学のための給付金（授業料以外の教育費補助）

(令和8年度の場合)

区分	対象生徒の世帯区分	給 付 金 額	
		全 日 制	通 信 制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600 円	
2	令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯に扶養されている生徒	152,000 円	52,100 円
3	令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満の世帯に扶養されている生徒 [*]	50,670 円	17,370 円
4	令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯に扶養されている生徒 [*]	38,000 円	13,030 円

※上記内容は、令和8年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。

要 件 保護者からの申請手続きが必要です。

- 令和8年7月1日時点において、次の①～⑤の要件を、すべて満たしている方が支給の対象となります。
- ①保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が対象生徒の世帯区分に該当すること。
 - ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。
 - ③生徒が、高等学校等就学支援金又は大阪府私立高校生等新修学支援金の支給を受ける資格を有する者、もしくは大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること。
※区分3、区分4は就学支援金新制度又は学び直し支援金新制度の対象者のみ。
 - ④生徒が、高等学校等就学支援金又は大阪府私立高校生等新修学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと。ただし、令和9年3月1日までに復学している場合は対象。
 - ⑤生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること。平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。

■お問い合わせ先■

府民お問合せセンターピピっとライン
(06) 6910-8001
大阪府教育庁私学課
(06) 6941-0351 (代表)

教育ローン

(令和8年5月現在)

機関名（名称）	資 格	返 済 期 限
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 教育ローンコールセンター 0570-008656	保護者の世帯年収（所得）が次の金額以下であること 給与所得者 事業所得者 子ども1人 790万円 600万円 子ども2人 890万円 690万円 子ども3人 990万円 790万円 子ども4人以上 ホームページをご確認ください	最長20年 (在学期間内は利息のみのお支払いが可能)
融資限度額		(貸付) 利率
生徒1人につき上限350万円 ※自宅外通学など、一定の要件に該当する場合上限450万円		3.75% (R8.5.1現在) ※下記に該当する方 上記の▲0.4% ※母子父子家庭、交通遺児家庭、年収200万円以内の世帯の方、扶養する子等の数が3人以上であって世帯年収500万円以内の方

☆利率は金融情勢によって変動します。一定の要件を満たす方には優遇措置もあります。

☆詳しくは、<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>